

別表1

設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	開発区域 位置図・ 付近見取図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 地形 開発区域の位置 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 放流先河川の位置及び名称 	<ul style="list-style-type: none"> 国土地理院の地形図を準備すること
2	現況図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 標高差を示す等高線（2mの標高差を示すものであること。） 植生区分 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上のもののみ 1ha以上のもののみ
3	公図等	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界 市町村の区域内の町又は字の境界 土地の地番及び形状 開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域周辺も適宜表示すること 公共用地は次によりうすく着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒
4	開発区域 区域図	1/25,000以上	開発区域並びにこの区域を明らかに表示するために必要な範囲内において、都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	
5	土地利用 計画図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及び工区の境界 主要構造物の標高 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへい位置 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 表面水の流れ方向 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 消防水利の位置及び形状 調整池の位置及び形状、調整容量 (多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分) 河川その他の公共施設の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び面積 	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 敷地に係る予定建築物等の用途、規模 公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 樹木又は樹木の集団の位置 緩衝帯の位置、形状及び幅員 法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配 擁壁の位置及び種類 	
6	造成計画 平面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及び工区の境界 標高差を示す等高線 切土又は盛土をする土地の部分 擁壁の位置、種類及び高さ 法面（がけを含む。）の位置、形状及び勾配 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 調整池の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 等高線は細線で表示すること 切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
7	造成計画 断面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び工区の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面 計画地盤高 	<ul style="list-style-type: none"> 切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤
8	排水施設 計画平面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び工区の境界 排水区域の区域界 調整池の位置及び形状 都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 配水管の勾配及び管径 人孔の位置及び人孔間距離 水の流れの方向 吐口の位置 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 	
9	給水施設 計画平面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び工区の境界 給水施設の位置、形状、内のり寸法 取水方法 消火栓の位置 予定建築物等の敷地の形状 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く。
10	がけの 断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前後の地盤面 小段の位置及び幅 石張、張芝、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土・盛土を同時

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
				にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ及び自然がけについて作成すること。 ・擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
11	擁壁の断面図 (出来形図)	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質並びに基礎ぐい位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び径 ・水抜き穴の材料、寸法及び位置 	・配筋図を含む
12	求積図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積 	
13	防災工事計画平面図	1/1,000以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは 1/3,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・計画道路線 ・防災施設の位置、形状、寸法及び種類 ・段切位置 ・表土除去位置 ・ヘドロ除去位置、除去深さ ・工事中の雨水排水経路 ・防災施設の設置時期及び機関 	・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること
14	防災施設構造図 (出来形図)	1/100以上	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造 	
15	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算 	
16	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁で保護しないがけの安定計算等 	
17	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・放流先河川又は水路の流下能力 ・開発区域内排水施設の排水能力 ・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等 	
18	土地調査書及び地盤改良計画図書		<ul style="list-style-type: none"> ・土質の状況 ・地盤改良の計画 	・軟弱地盤等を含む場合に添付すること
19	予定建築物の計画平面図	1/250以上		
20	予定建築物の計画立面図	1/250以上		
21	配置図	1/250以上		

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
22	建築物等の位置図	1/1,000以上		
23	建築物等の配置図	1/250以上		
24	建築物等の平面図	1/250以上		
25	建築物等の立面図	1/250以上		
26	敷地現況図	1/250以上		
27	敷地断面図	1/250以上		
28	敷地求積図	1/250以上		
29	その他知事が必要と認める図書		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設新旧対照図 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。 ・道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等 法第32条協議の結果、市町村等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること ・その他審査上特に必要と認める図書 	

注意事項

- 1 申請図書はA4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名押印又は署名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい(この場合には、2種類程度を限度とする。)。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不相当である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。